



島根県報

令和6年6月25日（火）
第526号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	2

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	4
---------	---------	---

【特定調達公告】

島根県漁業試験船「島根丸」代船建造に係る一般競争入札の実施	（沿岸漁業振興課）	4
-------------------------------	-----------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		7
不在者投票を行うことができる施設の指定		7
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		7

告 示**島根県告示第430号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 放泉会	通所介護	デイサービスセンター ゆうイング	大田市長久町土江 55-2	令和6年6月30日

島根県告示第431号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町布部1542-1、2742-34

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第432号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年6月13日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
出雲市小伊津町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県漁業試験船「島根丸」代船建造 一式
 - (2) 仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和9年3月1日（月）
 - (4) 納入場所
浜田漁港（島根県浜田市瀬戸ヶ島町）又は島根県が指定する場所
 - (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。
- 2 入札参加者の資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
 - (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、令和4年から6年までの物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格の認定を受け、営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(2)船舶」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (4) 入札に係る漁業試験船を建造するために必要な船台を現に有する者であること。

- (5) 過去15年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。）が所有する調査、研究、観測、実習又は練習を目的とする170トン以上の漁業試験船又はこれに準ずる船舶の建造実績があること。
- (6) 自動溶接機等の工場設備及び軽金属溶接構造物製造工場（分類H級）を有し、溶接技術者により施工できる者であること。
- (7) ISO9001適合の認証を取得していること。
- (8) 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る漁業試験船を建造するために必要な技術的能力を有すると認められる者であること。
- (9) 建造された漁業試験船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口及び実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められる者であること。
- (10) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (11) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。
- (12) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁5階
島根県農林水産部沿岸漁業振興課
電話番号（0852）22-6015 ファックス番号（0852）22-6048
電子メール engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付

令和6年6月25日（火）から同年7月19日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月5日（月）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 603会議室（ただし、郵送により入札書を提出する場合は、(1)の場所に同日午前10時までに到着していること。）

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に令和6年7月17日（水）午後5時までに提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県沿岸漁業振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and quantity of the products to be manufactured: Fisheries research vessel, 1 set

(2) Date and time of tender: 14:00 P.M., August 5, 2024

(Applications by mail must arrive at the address written below by 10:00 A.M., August 5, 2024)

(3) Contact: Shimane Prefecture Agriculture, Forestry and Fisheries Department Coastal Fisheries Promotion Division, 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone: 0852-22-6015

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
澤田誠之後援会	澤田 誠之	澤田 麻里子	邑智郡邑南町下田所900	令和6年5月17日

島根県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党知夫村支部	矢田 堅四郎	会計責任者の氏名	田上 潤	川本 息生	令和6年5月17日
自由民主党島根県宅建支部	藤原 美知	代表者の氏名	藤原 美知	神庭 日出男	令和6年5月30日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
島根県宅建政治連盟	藤原 美知	代表者の氏名	藤原 美知	神庭 日出男	令和6年5月30日

島根県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県衆議院支部	波多野 誠	令和6年5月28日

島根県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和6年6月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県済生会介護医療院なでしこ江津	江津市江津町1016-37	令和6年6月17日

島根県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる

施設について、次のとおり変更があった。

令和6年6月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

指定をした施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
介護老人保健施設ケアセンター喜南	松江市宍道町白石129-2	施設の名称	介護医療院ケアセンター喜南